

厚生局登録のスケジュールについて

保険部副部長 橋本修一

本会会員の療養費受領委任制度移行に伴う厚生局登録申請について、7月29日・夏季学術講習会での療養費取扱適正運用指導講習会で登録申請書を作成し、出来上がって提出できる方の分は回収しました。

7月29日に提出できなかった先生は、下記に8月31日に必着でお送りください。添付書類が足りなかったり、記入ミスもあり得ますから、できれば8月20日までにお送りください。また申請書の日付は、**【平成30年8月31日】**で統一ください。

※東洋療法保険協会で作成される方も、本会での団体登録となります。

〒972-8321 福島県いわき市常磐湯本町三函 183-4

はりきゅう はしもと 橋本修一 宛

※8月31日必着（8月20日推奨）

これに間に合わない場合は、以降会員が各自での厚生局への登録となりますので、ご注意ください。

同封でお送りした申請書一式の他、下記の添付書類も必要になります。

- ・保健所に提出した施術所開設届又は施術所変更届の副本の写し
管轄の保健所で交付される【開設届出事項証明書】でも結構です。
※施術管理者が出張専門施術者の場合は、出張施術業務開始届の写しを添付ください
- ・免許証のコピー（あま指、はり、きゅう）
- ・住民票（※施術管理者が出張専門施術者の場合）
- ・施術所の申出_見本（様式第2号）に記載する施術者登録番号
（失念された場合は本会事務局・小沼）へお尋ねください。

電話：0242-29-8101

申請書の書き方については、本会会員メーリングリストと、7月29日の夏季学術講習会での療養費取扱適正運用指導講習会で説明をしました。ご不明な点がある場合は、下記の東北厚生局HPをご参照ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shido_kansa/ahaki.html

**東洋療法保険協会では療養費の申請を行っている方は
平成30年9月10日が申し込みの締め切りとなります**

・東洋療法保険協会を通して療養費を申請している方は、東洋療法保険協会では申請書一式を無償で作成しています。添付書類だけご準備し、代表の粒来先生にご相談ください。電話 090-4041-0077（粒来）

・今後、療養費を東洋療法保険協会では申請するという方も、申請書の作成に応じます。代表の粒来先生にご相談ください。

申請書の書き方が分からない方へ

・7月29日の夏季学術講習会に参加し、療養費取扱適正運用指導講習会を受けた方の場合、保険部にて無償（出張の場合は出張料のみ負担ください）で個別指導をいたしますので、ご相談ください。

電話 0246-44-3246（保険部副部長 橋本）

・7月29日の夏季学術講習会に参加せず、療養費取扱適正運用指導講習会を受けなかった方の場合、有償での個別指導とさせていただきます。（おおむね1回1時間の指導で会員は5,000円、会員外は10,000円となります）

同封している登録申請様式

※7月29日の講習会へ参加しなかった会員へお送りしました。

（様式第1号） 確約書

（様式第2号） 療養費の受領委任の取扱いに係る申出（施術所の申出）

※以上が、開設者が施術管理者を兼ねる鍼灸院に必要な書式です。

（様式第2号の2） 療養費の受領委任の取扱いに係る申出（同意書）

※施術管理者以外に施術者を1名以上登録する場合必要

（様式第1号の2） 施術管理者選任等証明（個人開設）

（様式第1号の3） 施術管理者選任等証明（法人開設）

※上2つは、ともに開設者と施術管理者が異なる場合に必要

（様式第2号の3） 勤務形態確認票

※掛け持ちで2か所以上の施術所で勤務する施術者を登録する際に必要